

マス類新魚「富士の介[®]」ロゴマーク制作業務委託に係る提案募集要項

令和元年11月
山梨県農政部 花き農水産課

1 趣旨

山梨県は富士山をはじめとした山々に囲まれ、県土の約8割が森林となっていることから、湧水や河川水などの良質な水資源に恵まれている。この豊かな水資源は、冷たくてきれいな水を好むサケ・マス類の養殖に適していることから、本県では養殖魚の生産が盛んであり、特に、ニジマスやイワナ、ヤマメなどのマス類の養殖は全国でも有数の生産量となっている。

こうした中、県では、清らかな水で育てられた新しい県産ブランド魚として、マス類新魚である「富士の介[®]」を開発した。

富士の介[®]は、キングサーモンを父親に、ニジマスを母親に生まれた新魚で、キングサーモンの特徴である味が特に美味しいことや、ニジマスの特徴であるエサをよく食べて育てやすいといった特徴を併せ持っている。日本国内では、ご当地サーモンと呼ばれる数多くのサケ・マス類が全国各地で養殖されているが、キングサーモンを交配させた養殖魚は富士の介[®]のみであり、県では、こうした特徴を備えた高級魚として市場に流通させていきたいと考えている。

については、富士の介[®]をイメージできるロゴマークを作成して、市場流通・販売で活用することにより一般消費者に富士の介[®]を広く知ってもらおうとともに、新しい県産ブランド魚として浸透・定着させていく。

2 業務概要等

- (1) 委託業務名称
マス類新魚「富士の介[®]」ロゴマーク制作業務委託
- (2) 業務内容
別紙「マス類新魚「富士の介[®]」ロゴマーク制作業務仕様書」のとおりとする。
- (3) 契約期間
委託契約締結日から令和2年1月31日まで
- (4) 委託料上限額
金495,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (5) 契約担当者
山梨県知事

3 ロゴマーク提案の応募資格

ロゴマーク提案の応募資格者は、次の全ての要件を満たす法人又は団体とする。

- (1) 法人税、法人事業税、消費税、全ての都道府県税を滞納していない者であること。
- (2) この公告の日から審査結果通知日までの間に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立ての手続きを行っていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあつては、その役員が暴力団員でないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 法人の役員等（非常勤の役員を含む。）に、次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 契約形態

公募型プロポーザル方式により、ロゴマークの提案について審査の上、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約を行う。

5 質問及び回答

企画提案に係る質問及び回答については、以下のとおりとする。

(1) 質問受付期限

令和元年12月18日（水） 午後5時まで

(2) 質問方法及び送付先

提案に関する質問書（様式4）により、電子メールで以下あてに送信すること。

山梨県農政部花き農水産課

メールアドレス：kakinousui@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 回答方法

質問票の回答は、令和元年12月23日（月）までに、山梨県農政部花き農水産課のホームページで公開する。

(4) その他

電話や口頭での質問には応じないものとする。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせを行う。

6 応募方法等

当業務の受託を希望する者は、次により必要書類を持参又は郵送で提出すること。

(1) 提出書類

ア ロゴマーク提案書 10部

- ・ロゴマーク提案書（以下「提案書」という。）は、A4判縦置きで様式、枚数は任意とする。
- ・複数の提案する場合は、各提案ごとに提案書を作成する。
- ・提案書には、ロゴマークをカラー印刷し、当該ロゴマークの解説を記載すること。
- ・横書き左綴じで、文字サイズは12ポイント程度とすること。また、A3判を使用する場合は横置き左綴じとし、3つ折りで綴じること。

イ 法人の概要書 1部

・様式は任意で、既存のものやパンフレットでも可とする。

ウ 業務実施体制表 (様式5) 1部

・当該業務に関わるスタッフ等の見込みや、これまでの類似業務実績などを記載すること。

エ 経費見積書 1部

・A4判で、様式は任意とする。

オ その他提案に関する資料等

・資料等の様式は、任意とする。

カ 応募資格確認用書類 各1部

① ロゴマーク提案応募資格確認申請書 (様式1)

② 誓約書 (様式2)

③ 役員名簿 (様式3)

(提出書類の留意点等)

i) 提案に係る費用は、応募者の負担とする。

ii) 提案は、1事業者3提案以内とする。

iii) 提出書類は、返却しない。

iv) カの②と③については、山梨県物品等競争入札参加資格通知書の写しにより、代えることも可とする。

(2) 提出期限

令和2年1月7日(火)午後5時まで必着(郵送の場合も同様とする。)

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県農政部 花き農水産課 水産担当

(電話) 055-223-1614 (FAX) 055-223-1609

(メールアドレス) kakinousui@pref.yamanashi.lg.jp

(4) ロゴマーク提案の無効

「3 ロゴマーク提案の応募資格」の条件を満たさなくなった提案、及び次のいずれかに該当する提案は無効とする。

ア 本募集要項の規定に反した提案

イ 「2 業務概要等」の中の「(4) 委託料上限額」を超える提案

ウ 誤字、脱字などにより、必要事項が確認できない提案

7 選定業者数

1者

8 選定方法等

(1) 応募資格確認用書類により応募資格を有しているか審査を行った上で、ロゴマーク提案について審査を行う。

- (2) ロゴマーク提案の審査基準は、別に定める審査要項内の審査基準のとおりとする。
- (3) 審査を基に、県が第1順位の委託候補者を決定する。
- (4) 審査の結果については、各提案者に電話で「採用」「不採用」をそれぞれ連絡する。
- (5) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

9 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) ロゴマーク提案書等に記載された事項は、ロゴマーク制作業務仕様書と合わせて、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的達成のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

10 その他

- (1) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は原則として提案者が負うものとする。
- (2) 本実施要領に定めのない事項、またはこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、山梨県知事が定めるものとする。

11 スケジュール

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 募集要項の交付開始(募集開始) | 令和元年11月29日(金) |
| (2) ロゴマーク提案に係る質問の受付期限 | 令和元年12月18日(水) |
| (3) 質問に対する回答期限 | 令和元年12月23日(月) |
| (3) ロゴマーク提案書等の提出期限 | 令和2年1月7日(火) |
| (4) 採用業者の決定・委託契約締結 | 令和2年1月中 |